

第三十八回国会 内閣委員會議録 第十二号

昭和三十六年三月十四日(火曜日)
午前十時五十五分開議

出席委員

委員長 久野 忠治君

理事伊能繁次郎君 理事小笠 公昭君

理事草野一郎平君 理事官澤 胤男君

理事飛鳥田一雄君 理事石橋 政嗣君

内海 安吉君 島村 一郎君

辻 寛一君 服部 安司君

福田 一君 藤原 節夫君

杉山元治郎君 田口 誠治君

山内 広君 受田 新吉君

出席國務大臣

國務大臣 池田正之輔君

國務大臣 小澤佐重喜君

出席政府委員

總理府總務長官 藤枝 泉介君

總理府總務副長 佐藤 朝生君

總理府事務官 木村 三男君

總理府事務官 島村 武久君

總理府事務官 久田 太郎君

總理府事務官 文吉君

總理府事務官 黒澤 俊一君

總理府事務官 鈴木 登君

總理府事務官 鈴木 登君

總理府事務官 鈴木 登君

總理府事務官 鈴木 登君

總理府事務官 鈴木 登君

總理府事務官 鈴木 登君

總理府事務官 鈴木 登君

總理府事務官 鈴木 登君

總理府事務官 鈴木 登君

總理府事務官 鈴木 登君

總理府事務官 鈴木 登君

總理府事務官 鈴木 登君

總理府事務官 鈴木 登君

總理府事務官 宮城 恭一君

總理府事務官 田中 好雄君

總理府事務官 住吉 君彦君

總理府事務官 岸 昌君

總理府事務官 安倍 三郎君

總理府事務官 安倍 三郎君

總理府事務官 安倍 三郎君

總理府事務官 安倍 三郎君

總理府事務官 安倍 三郎君

總理府事務官 安倍 三郎君

總理府事務官 安倍 三郎君

總理府事務官 安倍 三郎君

總理府事務官 安倍 三郎君

總理府事務官 安倍 三郎君

總理府事務官 安倍 三郎君

總理府事務官 安倍 三郎君

總理府事務官 安倍 三郎君

總理府事務官 安倍 三郎君

總理府事務官 安倍 三郎君

總理府事務官 安倍 三郎君

總理府事務官 安倍 三郎君

總理府事務官 安倍 三郎君

總理府事務官 安倍 三郎君

總理府事務官 安倍 三郎君

總理府事務官 安倍 三郎君

總理府事務官 安倍 三郎君

總理府事務官 安倍 三郎君

總理府事務官 安倍 三郎君

總理府事務官 安倍 三郎君

總理府事務官 安倍 三郎君

總理府事務官 安倍 三郎君

總理府事務官 安倍 三郎君

總理府事務官 安倍 三郎君

總理府事務官 安倍 三郎君

總理府事務官 安倍 三郎君

總理府事務官 安倍 三郎君

同(志賀健次郎君紹介)(第一四一〇号)

同(瀬戸山三男君紹介)(第一四一一号)

同(山口好一君紹介)(第一四一二号)

同(山口好一君紹介)(第一四一二号)

同(山口好一君紹介)(第一四一二号)

同(山口好一君紹介)(第一四一二号)

同(山口好一君紹介)(第一四一二号)

同(山口好一君紹介)(第一四一二号)

同(山口好一君紹介)(第一四一二号)

同(山口好一君紹介)(第一四一二号)

同(山口好一君紹介)(第一四一二号)

同(山口好一君紹介)(第一四一二号)

同(山口好一君紹介)(第一四一二号)

同(山口好一君紹介)(第一四一二号)

同(山口好一君紹介)(第一四一二号)

同(山口好一君紹介)(第一四一二号)

同(山口好一君紹介)(第一四一二号)

同(山口好一君紹介)(第一四一二号)

同(山口好一君紹介)(第一四一二号)

同(山口好一君紹介)(第一四一二号)

同(山口好一君紹介)(第一四一二号)

同(山口好一君紹介)(第一四一二号)

同(山口好一君紹介)(第一四一二号)

同(山口好一君紹介)(第一四一二号)

同(山口好一君紹介)(第一四一二号)

同(山口好一君紹介)(第一四一二号)

同(山口好一君紹介)(第一四一二号)

同(山口好一君紹介)(第一四一二号)

同(山口好一君紹介)(第一四一二号)

同(山口好一君紹介)(第一四一二号)

同(山口好一君紹介)(第一四一二号)

同(山口好一君紹介)(第一四一二号)

同(山口好一君紹介)(第一四一二号)

同(山口好一君紹介)(第一四一二号)

同(山口好一君紹介)(第一四一二号)

同(山口好一君紹介)(第一四一二号)

する請願(伊藤健次郎君紹介)(第一四一三三三)

金鶏敷年金及び賜金復活に関する請願(松永東君紹介)(第一四一五五五)

同(塚原俊郎君紹介)(第一四七五五五)

同(塚原俊郎君紹介)(第一四七五五五)

同(塚原俊郎君紹介)(第一四七五五五)

同(塚原俊郎君紹介)(第一四七五五五)

同(塚原俊郎君紹介)(第一四七五五五)

同(塚原俊郎君紹介)(第一四七五五五)

同(塚原俊郎君紹介)(第一四七五五五)

同(塚原俊郎君紹介)(第一四七五五五)

同(塚原俊郎君紹介)(第一四七五五五)

同(塚原俊郎君紹介)(第一四七五五五)

同(塚原俊郎君紹介)(第一四七五五五)

同(塚原俊郎君紹介)(第一四七五五五)

同(塚原俊郎君紹介)(第一四七五五五)

同(塚原俊郎君紹介)(第一四七五五五)

同(塚原俊郎君紹介)(第一四七五五五)

同(塚原俊郎君紹介)(第一四七五五五)

同(塚原俊郎君紹介)(第一四七五五五)

同(塚原俊郎君紹介)(第一四七五五五)

同(塚原俊郎君紹介)(第一四七五五五)

同(塚原俊郎君紹介)(第一四七五五五)

同(塚原俊郎君紹介)(第一四七五五五)

同(塚原俊郎君紹介)(第一四七五五五)

同(塚原俊郎君紹介)(第一四七五五五)

同(塚原俊郎君紹介)(第一四七五五五)

同(塚原俊郎君紹介)(第一四七五五五)

同(塚原俊郎君紹介)(第一四七五五五)

同(塚原俊郎君紹介)(第一四七五五五)

同(塚原俊郎君紹介)(第一四七五五五)

同(塚原俊郎君紹介)(第一四七五五五)

同(塚原俊郎君紹介)(第一四七五五五)

同(塚原俊郎君紹介)(第一四七五五五)

同(塚原俊郎君紹介)(第一四七五五五)

同(塚原俊郎君紹介)(第一四七五五五)

同(塚原俊郎君紹介)(第一四七五五五)

P5の問題であります。このCP5は、アメリカのAMF社から輸入をいたしまして、昨年の九月に臨界試験をおやりになったはずであります。すると、出力一キロワットという予定のもの、一キロワットしか出ない。一万キロの一キロワットといえ、一万分の一です。こういう事実が出て参りましたし、さらにこの二月にはAMF社の保証期限が切れるはずで、この保証期限が切れたところで、もう一度今度は出力を上げる検査をやり、試運転をやる、こういう御予定のようです。こういう責任問題その他については、決算委員会でも盛んに質問が行なわれておりますから、私はそれをあえてここで繰り返しません。そこで問題になると思いますが、原子炉等規制法を見ますと、運転を最初に行なうときには原子力委員会の認可が要る。その後、一度認可をとってしまえば、あとは原子力局の監督下に入ってくるわけですね。そして原子炉等規制法と関係がなくなっていくわけですね。ところが原子力局の監督下に入ってから出力を上げる実験をなさる場合に、AMF社は、もし一キロワット以上にお上げになるのなら責任は持ちませんと言っています。原研はそれと一体どうなる結果が出るのか。幸い結果が成功すればよいわけですが、万が一、いや私は相当その失敗の可能性もあるだろうと思えます。そういう場合にいろいろなことが考えられるわけ

す。現に科学朝日の三月号を見ますと、藤本陽一さんという東京大学の先生はこう言っておられます。この出力を上げる実験について、「私は配管のギンシリつまつているせま苦しい重水ポンプ室が汚染したありさまを考えさせられる。体裁をととのえるために出力上昇を無理に背伸びする前に、考えることはないのだろうか。あやまちを繰り返さぬために、云々と言っておられるわけでありまして、ある程度の危険が出てくるわけです。こうした場合に原子力局は、そういう出力を上げる実験についてどういう態度をとっているのか、これが一つです。もし間違つた場合に原子力局は、放射能が周辺を汚染していくことについてどういうふうな責任をとられるのか。

そこで第二に伺いたいことは、この場合に安全審査会というものはどのようにに法制的にタッチしていくのか、この問題を伺いたいと思います。原子炉等規制法を見ますと、安全審査は設置について安全なりやいなやを審査するだけであつて、設計ができて建設されてしまつて、実運転に入ってくる。運転にも臨界試験もあれば最高限の出力を出す試験もある。いろいろな段階があるはずで、そういう運転の段階の一つ一つに安全審査会はチェックするように法律的にはできていないはずで、そういう点で、このCP5の出力を上げていくことについて、安全審査会はこのように関与なさるのか、この二つを一つ、とりあえず伺いたいと思います。

○紅政府委員 まず第一点の問題でございますが、やはり御指摘の通りにAMFの保証期間は二月十四日に切れて

おります。切れておりますが、原子力研究所の考え方といたしましては、出力保証の問題もさることながら、たゞいまいろいろ御心配をいただいておりますように、もし万一の事故が発生することがないやうなことで、アメリカのアルゴンヌの国立研究所で長らくCP5の炉の運転に従事しておりましたスチーブンズという人に、二月二十日に日本に来ていただきまして、現在もずっといて、CP5の状況をいろいろ見てもいい、忠告をしてもいいというわけでございますが、その忠告等も十分に尊重いたしまして、今月の六日からまず十キロワットに上げていくという計画を立てまして、その後引き続き二百キロまで上げる計画のもとに、昨日まで二百キロ運転をやっております。その結果は、何ら故障の箇所が出ておりません。そこで来週に入りまして五百キロワットまでは上げろ。同時に今月末におきましては一十キロワットまで、その結果によりまして上げる。そうしますと当初の研究目的は、第一回の燃料装荷におきましては、一十キロワットまで上げるということにおいてすべての計画がなされておりますから、その研究計画には支障を来さないであらうということでございます。その間われわれ原子力局といたしましては、どういふ措置をとっているかということでございますが、やはり原子炉等規制法に基づきまして性能の検査をやっております。常時立ち会っております。そして月末の一十キロワットを目標としておりますから、一十キロワットの二、三時間運転というまでは検査官は常時立ち会つていく。そういうような関係でございまして、局としては万全の措置をとっておりますから、万一の事故もないといふことを確信いたしておりますけれども、しかしながら何しろ原子力関係はまだ新しい学問の分野でございます。未知のことが発生しないとも限りません。そのような際には直ちに炉をとめる。そのために八個の放射能を検出する装置がついております。ほかの炉においては二、三個ついているところに、この炉におきましては非常な安全のサイドをとりまして、八個の検出装置をつけているというところでございます。

それから御質問の第二点でございますが、この審査部会でございますが、従来は審査部会でございますが、今審査部会というところで法案を御審議願つておられるわけでございますが、従来の審査部会におきましては、何しろCP5というのは、出発が三十一年でございます。それから、当時は審査部会がございまして、審査部会がこれを直接に審査したという事例がございませんけれども、それから今後審査会は、この法案を御審議いたしまして、これができた後においてどういふ関係に立つかと申しますと、やはり御指摘の通りに原子炉等規制法におきましては、設置の際においてこの審査会が審査をいたすのでございまして、その後の関係におきましては、原子力局は、行政当局として常時監督していくという立場にあるわけでございますから、審査会にはこのCP5は、設計上の大きな変更をされるかといふことがない限りにおきましては、審査の対象とはなり得ないと考えております。従いまして原子力局は、常時監督するという立場におい

て完全なる運転ができるようにいたしたいと考えておる次第でございます。○飛鳥田委員 三月六日に十キロ、きのうきょうに二百キロ、来週中には五百キロ、月末には一十キロに上げていく。そして原子力局はその性能検査に検査権を発揮して立ち会つていく。かなり十分な注意をしているから、もし万々一のことがあれば直ちに炉をとめる、こういうお話ですが、そして百パーセントの努力をしておる、こういうお話ですが、そんなことを国民は信用しないわけですか。原子力局が、今までコールドホール型を輸入なさる場合でも、またCP5の注文をなさる、いろいろなものにタッチされる場合でも、全部が全部といつて失敗だらけじゃないでしょうか。今度もまた一十キロのものが一キロしか出ないというような失敗が出ないとはだれも保障できない。しかもこのCP5の炉の計算それ自身がどんなに甘かつたかは、いろいろな学者によつてきつと証明されているじゃないですか。そういうたくさんのお手落ちをなさつておきながら、また今度も最善の注意をするからよろしい、こういうことで、もし万々が一放射能が漏れて汚染されるようなことがあつたら大へんではないだろうか。日本の原子力局よりもっと慎重な努力をしているアメリカにおいて、イギリスにおいても、不時の事故というものは相当出ました。原子力局では私たちよりもたくさん例を御存じでしょう。しかも今度は日本の学界的相当な方たちが非常に懸念して、危険じゃないかと言つておられる以上、単なる行政機関としての原子力局が監督をしているというだけで大丈夫ですか。ほとん

とくに監督をしているだけというところで大丈夫ですか。しかも、私はあまり原子炉等規制法の法律を知りませんが、現在の立ち会つていくというやり方と、あらかじめその実験を行なう場合に、実験を行なうことそれ自体を安全審査会なり安全審査部会でもって審査をして、慎重に検討をした上でやってみて、そして立ち会ふという場合とは、相当違つていふ。ただ立ち会ふだけでは、そういうものの保障はできないはずで、どうしても原子力局の今までやっていらしたことに一つもあやまちがない、こうおっしゃるならば、初めにさかのぼつてコールドホール型から、あるいはCP5の輸入から、全部一べんずつとお話し合いをしなければ私はいかぬと思ひますが、しかしそういうことはできるだけ決算委員会ですべてはいいと思ひます。それから、私は省略したわけですが、そういう点で私の重点を置いて伺いたいことは、これは大臣に伺いたいのですが、途中から見えてきつとわかるにいかと思ひますが、今度法案で御提出になつておられる安全専門審査会です。これは部会と言われたそうですが、これが原子炉等規制法などを見ますと、その設計、建設のときについてだけ安全を審査して、認可は、その答申が原子力委員会に来て、その答申に基づいて原子力委員会がよろしいという答申をいたしまして許可をしてしまふと、あとは全部安全審査会はノー・タッチになつてしまふわけですが、発電炉ならば、これは民間のもので、通産省の管轄になりますし、研究炉ならば、科学技術庁の原子力局の監督下に入つていく。すなわち官僚だけが、

行政機関だけが、監督していく形になるわけですが、一体何のために安全審査会などというようなものをきめておくのか、私は非常に疑問に思わざるを得ないのです。設計、建設のときにだけ安全審査会が立ち会ふ、あとは分かれて通産省へいってしまふ、原子力局へいってしまふ、そうしてもうノー・タッチ、こんな安全審査会なら作らない方がよいのじゃないかとさえ私は思うわけですが。しかも私は少し横道にそれますが、これも、コールド・ホール型を作る場合に安全審査部会が何をやってたか、ほとんど官僚の思うままの決定をなすつたんじゃないですか。そういう意味で一つ大臣、ここでもう一度お考え直しをいただいて、せっかく安全審査会というものを法定しようとなさるのですから、設計、建設のときにも安全審査会にかける、また今度は臨界試験をおやりになるときは、安全審査会の許可を得てやる、さらには最高出力を出すという次の段階にいったときでも、また安全審査会にかける、こういう工合に一つの原子炉が建設から最後に至るまで、すべて安全審査会の監督下にある。監督と言ふとおかしいですが、タッチできる範囲に置いておく、こういう形になさることが安全審査会を最大限に活用をし、そしていろいろな学者の知恵をここに投入してける道を開くものじゃないか。原子力問題というものは、もうほかのことと違つて、万全の上にも万全の措置をとるのが私は当然だと思うのです。そういう意味で、安全審査会をそういう形に作用させていくように法律をお直しになる意思はないのか。直せるのです。この法案はきよう通してけつこう

なんです。ですが、原子炉等規制法などの改正案が出ています。この改正案の中に、安全審査会をタッチさせるというのを一項目お入れになれば、それでやれるのですから、今私の申し上げるように、誕生から登場まで原子力については全部安全審査会が関与できるようにできるのですから、そういう形を大臣はおとりになる意思がないのか。決して私は無鉄砲なことを申し上げているつもりはないのです。そしてこのことは、大臣がよくおっしゃっている官僚による独善というものをチェックする意味でも、非常に私はいふ方法じゃないだろうか、こういうふうにして大臣にもう一度この点について御答弁をいたさき、よろしいということなら、そういうふうにしていただきたいと思ひます。

これを取り上げて、それに耳を傾けてやっておるといふのが私どもの態度でございます。

それから今の安全審査会が設置の場合にだけこれを審査してということですが、常時これをやるようにというの、一つの御意見だと思ひますけれども、御承知のように最初が一番大事でありまして、その設計に従つて、これならばやていける、そしてあと審査してでき上がったならば、ほうり出して何も知らないようでは困る。昔の言葉で言えば職人ですが、職人がこれをやていくというふうなものではないか、あなたも御承知のように原研にいたしまして、その他にいたしまして、術者がおつて、これを安全運転しております。従つてそれ以上のことは必要ないのではないのか。それを常時審査会の委員がそれにタッチするといふうな形は、あるいはかえつて複雑になつていけないのではないかとといううな考えもあり、そんなうなわけ、一応最初の設置の場合だけに非常な慎重にこれを審査してもらつて、そしてあとは専門の方々にまかせずる。しかしこれは原子力委員会及び原子力局がございまして、そこで常時報告をよるときには検査官がそれに立ち会つてやておりますから、そこに十分有機的に作用し合つて、そして安全を期していくというのが私どもの考え方でございます。

飛鳥田委員 大臣、ずいぶん乱暴なことをおっしゃる。反対のための反対の学者は歯牙にもかけぬとおっしゃるのですが、そういう御態度が結局、大臣の前のことだから、言つてみてもしようがないのですが、CP5の今度の失敗になつておるじゃないですか。AMF社の設計がどんなに甘かつたかというところは、もう今さら説明の要はないでしょう。その甘いものを原子力局も受け付け、何も受け付けてやてしまつた。それに對してはつきりという点がおかしいですよと言つておつた学者は多いのです。反対のための反対なんかしてはいけませんよ。みな心配だから言つておるのじゃありませんか。それをそういうふうにお吹きになるのは、御商売だから仕方がありませんが、しかし人を傷つけるようなことはおっしゃらないで下さい。結果があるじゃないですか。だから僕は心配しておるのです。一万キロワットのつもりで輸入したら一キロワットしか出ない、しかもある部分がだめで、一ぺん送り返して、そのために二十八カ月も建設がおくれたでしよう。一体その責任はだれがとるのですか。私は、それは決算委員会でおやりになるから、あえて申し上げなかつたわけです。むしろ私は、ここでできればほんとうに安全な方法をと願つて、申し上げておるわけですが、それが初めが大事だとおっしゃるのです、初めが大事だなんて常識です。この原子力関係に關しては、初めも半ばも終わりの大事なんです。あなたもこの前どこかで御答弁になつておるうちに、原子力研究は神代の時代だとおっしゃつておる。それはどわからないだらけのところですから、これなら大丈夫だと思つて設計し、建設しても、まだまだわからない部分がある途中においてたくさん出てくるのです。そんな科学を無視したようなことをおっしゃらないでいただき

たい。ですから、それだけにこそ安全審査会をあらゆる段階にタッチさせるようになさつたらどうですか。そういうふうにしたつて決して損をなさるわけではない。むしろあなたの領域は広まるだけで、かえつていいのじゃないかとさえ思ふわけですが。

そしてもう一つ私は提案したいのです。と申しますのは、放射線審議会というものが総理府の中にあります。そして科学技術庁のいわゆる原子力委員会とは別建になっております。従つて放射線審議会がこれはだめだとおっしゃれば、原子力委員会はどんなに張り切つてもできないわけですが。僕はそれと同じくいろいろのものにしたらどうだろうか。むしろこの安全審査会を総理府の中に放射線審議会と同様の形で置いたらどうだろうか。そして原子力の問題はあちからからもチェック、こちらからも検討という形で、あらゆる検討を積み重ねていくという形で行なうべきじゃないだろうかという感じがします。わけです。一体そういうことについて大臣はどうお考えでしょう。急に僕が申し上げてお心持が定まらぬかもしれませんが、一つ御感想などをお聞かせ下さい。

池田(正)國務大臣 飛鳥田さんの言われることもつものように聞かえますけれども、原子力委員会には、審査会のかかりにわゆる原子力委員会というものがあつて、そこであらゆるものを厳重に審査したり協議したり相談にあつたり、そして最終的な責任と決定はそこでしておるわけなんです。そういうものがございまして、今、今のあれとは若干違ふのではないかと思います。大体今の内閣にある放

射線の審議会とはちよつと性格が違うのではない。その点も一つ御了解願いたいと思います。

○飛鳥田委員 性格の違うことは僕も百も承知です。あらゆる観点からチェックするに、そういう独立機関になる方が便利じゃないかということをおし上げた、そうして効率的じゃないかということをおし上げたのです。

それでは事務当局に伺いたいと思いますが、こういう関係について外国は一体どうなっているでしょう。たとえばアメリカでもいろいろのが動いています。ピッカーとかドレンデンとかツピンズポートとか、いろいろなところの原子炉が動いておられますが、その一つの例をとって、申請から現実フル・パワーで動き出すまでの、原子力委員会同様アメリカにも安全諮問委員会というのがあるそうです。そういう安全諮問委員会その他の行政機関が、どういふふうになつておられるかを、ごく簡単に年表的に一つお話し下さい。

○紅政府委員 アメリカのドレンデン等、すべてアメリカの制度としては同じでございますが、御承知の通り日本の原子力委員会に相当するものが、AECと略称しておりますが、アメリカの原子力委員会というのがございまして、その下部機構としてたゞいまおあげになりましたような安全審査の諮問委員会がございまして、そこで審議しておるという状況でございます。あくまでも最終責任としてはAECにございまして、たとえば今回不幸にして三人の事故死者を出したところのSLI炉の事故のごときも、AECが直接に調

査等に当たっております。

○飛鳥田委員 原子力局の方は案外知らないですね。最近原子力委員会の下部機構でなくなったはずなんです。私の伺いたいののは、安全審査委員会がその後原子力委員会からはずれて外部に出たはずなんです。その出たか出ないかは、一つのことです。一つのものが設計から終りに至るまで、あるいは設計、建設についてだけ安全諮問委員会がチェックしているのか、その後の臨界試験、フル・パワーで運転するとき、そういうすべての段階にチェックを加えているのか、法律的にですよ。そういうことを一つ教えていただきたい。もし今すぐあれでなければ、関係条文等をそろえて資料として私たちに提出していただいてもけっこうです。

○紅政府委員 ただいま御答弁申し上げましたけれども、資料によつて差し上げたいと思いますが、私の方の説明員とし燃料課長がここにおられますけれども、つい最近までアメリカの方へ原子力のアタッシュエとして行っておりまして、ごく最近の新知識として私もはやはやサプ・コミッテイ、すなわち下部機構として承知いたしておりました。詳細については説明員から答えてもよろしゅうございすけれども、その法令等のお尋ねでございますから、資料をもつて後日出したいと思うのでございまして、やはりフル・パワーの運転等はAECがやっているといたうございす。

○飛鳥田委員 日本ではフル・パワーについてはAEC、すなわち原子力委員会がタッチしないでしょう。

○紅政府委員 直接にタッチしているということはございせん、やはり

立て方が、アメリカの原子力委員会は独立の機関でございますから、日本においてはこれはいろいろ解釈の違いはございすけれども、やはり諮問委員会とでも申しますか、そういうような性格のものでございすから、その違いがそこにはつきり現われているのではなからうか。AECというのは委員会でありますが、同時にアメリカの行政委員会としての性格を持っております。

○飛鳥田委員 そこで問題点が出てきたように思うわけです。日本の原子力委員会は諮問機関ですから、大臣なり何なりから諮問がない限り、現実には動き出せないわけです。安全審査会も、その諮問機関である原子力委員会から諮問をされる機関ですから、これもまた当然諮問がない限り動けないわけですね。そして必ず法律的に諮問をしなければならぬという点は、設計、建設の場合だけ法律で定められているわけですね。従つてそれ以後は全部野放しで原子力局に行つてしまふ、発電炉ならば通産省に行つてしまふ、こういう形で現実にはせつかく学者をお集めになり、衆知を学識経験に聞こうとしたことがみなはずれていつてしまふわけですね。そしてそれは原子力局や通産省の方は、自分の権限が多くなるのですから喜んでおられるのはあたりまえでしょうが、しかし原子力という問題を扱うのに一体妥当なわけにはいかないのじゃないでしょうか。そういう意味でアメリカの場合を見ますと、まあ最新の知識をお持ちになつていらつしやる方には私も頭を下げざるを得ませんけれども、何か原子力委員会が行政委員会として活動をし、その中に今

までは安全諮問委員会があつたのだ、これに保健局等が加わつて放射能安全審議会というものができ、それは原子力委員会の外部に出た、そしてほ

ぼ対等の力でチェックし合うような形になつておるそうです。そういう形がアメリカでも行なわれ、そして現実にはアメリカのAECは日本の原子力委員会よりもずっと強力ですから、日本の原子力局よりもずっと断固たる意思を表示せられますから、すでにもうこのところ三、四件申請がリジェクトされた例があるそうです。それだけの權威を持つてやつておる。ところが日本は財閥が、いわゆるメーカーが会社を作つて、原子力第一グループとか第三グループとかいふ形で押してくればみんな押されつぱなしになつてしまつて、それがコールドホール型、CP5型という形で醜態の連続なんです。私は別にそれを責める気持はありませ

ん。今後そういうことのないように、また同時に最も安全にするようにという意味で、私は安全審査会の性格を変えて、単なる諮問機関である原子力委員会のまたその諮問機関であるというやうな形でないに、これを放射線審議会と同様な立場で独立機関とし、そしてその意見は聞かざるを得ないやうな形にすべきだろし、それができないならば諮問すべき事項を幾つかにき

ちつときめて、設計からフル・パワーで活躍するまでの各重要段階に、すべて安全審査会を関与せしめるといふことを考えていくことが本命じゃないか、こう私は思うのですが、そういうことについて何か具体的に、こういうことであるから大丈夫だ、そんな必要はないのだという御説明がなされたよ

うに伺いません。何かもつと僕は安心できるようにきちつとお話をいたしたいと思ひます。同じ質問を何べんも繰り返して恐縮ですが、これは原子力という重要な問題であるだけに、私はもつときちつとした根拠を得ておきたいと思ひます。

○紅政府委員 ただいま御指摘になりましたアメリカのAECの例は、すなわちわが放射線審議会に当たるやうな、フォールアウト、すなわち放射物が下降してくるものについて主として審議をやつておるということでございますが、わが国におきましては、それは放射線審議会を取り扱つてもらつて

おります。

それと同時に、原子炉の安全に関しましては、先ほど詳しく御説明申し上げましたのは、先ほど御説明申し上げましたが、まず保安規定というものを作つていただく。原子炉の利用者において作つていただくその保安規定を原子力局においては十分に審議する。それによつて具体的計画が、安全の面からの保安規定の中に表れてくるその計画、スケジュール通りにいくかいかいとかいふやうなことが、検査官の重要な指針になつておるわけでございます。従つて保安規定が十分にいつてい

くならば、その通りに運転がなされていくならば、安全であるといふことは言い得るのではなからうかと考えておるわけでございます。

○島村政府委員 以前のお話も出たものでありますから、私からも、趣旨は原子力局長と全く同じでございますけれども、補足して説明させていただきます。じつと拝聴いたしておりました、私

は、先ほど御説明申し上げたけれども、原子力局長と全く同じでございますけれども、補足して説明させていただきます。じつと拝聴いたしておりました、私

は、先ほど御説明申し上げたけれども、原子力局長と全く同じでございますけれども、補足して説明させていただきます。じつと拝聴いたしておりました、私

は、先ほど御説明申し上げたけれども、原子力局長と全く同じでございますけれども、補足して説明させていただきます。じつと拝聴いたしておりました、私

も、重要か重要でないかの判断はど
にする、こういうことを考えてみます
と、率直に言ってこの条文は空文で
す。ですからこそ、私は一つ一つの段
階において、安全審査会がチェックすべ
きじゃないかと思うのです。そう私が
申し上げる根拠には、私は矢木先生
に、前に水戸の那河湊の対地爆撃基地
の問題のときに、テレビの対談で目玉
にかかったことがあります。そのとき
矢木先生が何げなくお漏らしになった
安全審査部会というものは、設計、建
設のときについてだけ責任を負えばい
いので、それ以後のことは私たちの責
任ではありませんとおっしゃった。そ
のときに私は、矢木先生が悪いという
意味ではありませんが、制度として何
か寒けがいたしました。国民全体の非
常に重要な問題について、そんなルー
ズなチェックの仕方ではいいのだから
という、そういう疑問が抜けないわけ
です。今皆さん方の御説明を伺ってい
けばいくほど、重要なという言葉をお
ききと抜かして御説明になったり、た
また私が知っているからいいようなも
のの、ああさようでございますかと
言え、一巻のおしまいです。そうして
何十万人の国民は放射能の被害を受け
るかもしれない、こういうことになる
わけですから、この点について、私は
別にもうこれ以上くどくしろしと言
いません。しかし安全審査会は、法律
的には設計、建設のときにだけしか
チェックできないとも、これは運用に
よって、あらゆる段階にタッチをして
審査していただくように、あなたの方
の行政的なやり方ではあるはずで、こ
れは非常に妥協した言い方で、正直
言うとうと私と

してはしゃくにさわるのですが、しかしともかくそういう形ででも、万全の措置をとっていただくようにお願いしたい。さっきの御説明で、諸外国の例に照らしてとおっしゃったのですが、諸外国の例をぜひ一つ出して下さい。アメリカでもイギリスでもフランスでも、この問題は一つ一つの段階にチェックをちゃんとできるようにしてあるはずで、私の図書館で調べ方が足りないかもしれないが、私はそう了承いたしております。ぜひ一つ出して下さい。そしてあなた方が諸外国の関係をもう一度見直すことによつて、何か得るところをおとりになれば、私としてはこの質問はけっこうです。

○島村政府委員 私の申し上げました点で、言葉が足りませんことはおわびいたします。ただ私が申し上げたかったのは、いわゆる法律の面で義務づけられていないようなことでも、科学技術庁原子力局といたしましては、しよつちゅう原子力委員会、あるいはその下部機構であります、従来でありましたら審査部会というようなところと連絡をとりまして、万が一のことがないようという気持で、最善の努力を払つておるといふことを申し上げたかったわけでございますので、その点は一つ御了承をいただきたいと思ひます。

○飛島田委員 やりとりをするつもりは全然ありませんが、民主主義というのは、やはり個人の善意に依拠せずして、制度としての善意に依拠していくものだと思ひます。そういうお氣持で一生懸命やっていたらいいお氣持には感謝をいたします。しかしあな

た方が一生原子力局の係にいらつしやるはずはありません。どんなお偉くなつていくに違ひありません。その次にどんな悪人がくるかも知れない。しかしなおかつきつと担保せられていくところに民主主義というのは成立するわけですから、ある意味ではそういう制度をきつとすることに、もう少し熱意を持っていただけではないでしょうか。おれは一生懸命やっているからいいじゃないかということなら、何も民主主義など要らぬのです。憲法など要らぬのです。私はそういう意味で苦情を申し上げるつもりではありませんが、制度としてもきつと処理をなすていくということ、こういうことをぜひやっていたらいいと思ひます。

それでは時間もかかりますから、次の科学技術の問題について伺いたいと思ひます。科学技術会議の運用について私たちが拝見をしますと、一番ふに落ちないのは、この科学技術会議の事務局を科学技術庁計画局で担当していらっしゃる、こういう点です。なぜ科学技術会議の専門の事務局を独立で作るといふ形をおやりにならないのでしょうか。私たちもいろいろな労働運動をやりましたし、いろいろな大衆運動をやります場合に、そのカンパニア組織の議長をとるとか副議長をとるとかいうことよりも、実は事務局にだれがするかといいことをかなり重要視いたします。すなわち事務局は大体原案を提出していきまますから、事務局というものは非常に大事なものと私どもは思つております。ところがこの科学技術会議の事務局が計画局に置かれておるといふことでは、この科学技術会

議の独立の行動というものについて、いささか疑念を差しさざるを得ないのじゃないかという感じがいたしました。なぜ独立の事務局を構成しないのか、この点について劈頭大臣に一つ伺いたいと思ひます。

○池田(正)國務大臣 飛島田委員の御説は非常にごもつともな御意見だと思ひます。そういうふうなことにいくことが最も望ましいことだと思ひます。しかし今までの、これのできたときの経緯などから見まして、今急にそこまで持つていくということは實際上困難なようなわけがあります。そこで飛島田委員は事務局が計画局にあるから、従つてあそこから出てくるものはいろいろな制約を受けるというやうなことをおっしゃりたいのだらうと推測するのであります。それは私も同感であります。ことに今度出ました第一号答申案なんかを見まして、各役所の制約を受けまして、言いたいこともはつきり言っていないといふところを私は気がついておる。そこで私はこの間の科学技術会議の席上では、これからあいつのものを作るときには、よその役所の意見を絶対取り入れちゃいかぬ、さうなものには絶対取り入るものじゃない、独自の立場で一つすつきりしたものを出して、みろ、こういうふうなすつきりした態度で出たいものである。それには今あなたが

おっしゃったように、事務局も独立していけばそれが可能だ、そうでないとおっしゃったのだらうと思ひますが、そういうつもりで私は運営していききたいと思ひます。

○飛島田委員 もう大臣に先手を打た

れてみんな私の言いたいことを言われてしまったのですが、ともかく同時にまた科学技術会議の幹事も関係行政機関の職員が全部握る、こういうことになつておるはずで、この点も事務局の問題と同様な意味を持っていはしないだらうか、私はこういうことを考えるわけですが、たとえばこの科学技術会議の分科会に出ていらつしやる専門委員の先生方に伺つたりいたしますと、第一専門委員の人事選それ自身が事務局から出てくる。すなわち日本学術会議というちゃんとした会議がありながら、その中から官僚の方々が自分の思ひがままの先生方をひっこ抜くという弊害が出てくる。また会議に行つても、その日に議題を配付されて、勝手なことを言つて帰つてくるよりしようがない、こういうやうなことをおっしゃる方もあるわけですが、なるほど報告書を見ますと、各先生方の独自の意見がばらばら木に竹を継いだやうにちりばめられてはおりますが、総合的な討論として確定したやうには私たちがうろとが見ても見えないわけですが、そういうやうないろいろな弊害を、この事務局を計画局に置くといふこと、さらにはまた幹事を関係行政機関の職員が握つていくといふこと、そういうことの中に発見していいのじゃないかと思ひます。この点は大変、私の意見に賛成の模様ですから、至急是正をしていただきたいと思います。よその官庁の意見を絶対聞いてはいかぬなんというの、私はあまり賛成いたしません。一つぜひこの事務局問題と幹事問題だけは改めいただくやうにお願いしたいと思ひます。

そこでその非常に大きな弊害として現われているもの、そういうものを実はこれを読んでいられるうちに感じたわけですが、たとえば第一号答申を拝見いたしますと、「三、方策策定の構想と課題」という項目があります。この中に「十年間における社会経済活動と密接な関連のあるものを所得倍増経済計画達成のためのうらづけとして設定し、」こう書いてあります。すなわちこの第一号答申には、この基礎をなすものとして池田さんが発表をなすつた所得倍増計画というものを採用しているわけですが、所得倍増計画に基礎を置いて書いてあります。ですが、この第一号答申が各分科会の意見を集約なすつたのは、昭和三十五年八月三十日、こゝで内容が確定されているわけですが、この八月三十日というのは池田総理大臣が登壇して何日目ですか。そして池田総理大臣が所得倍増といふことを内閣の政策として発表なすつてから何日目ですか。おそろく一週間か十日しかたっていないのです。一週間か十日しかたっていないものが、直ちに十年後を目標とする科学技術振興の総合基本方針の基本にいつの間にか入つてきてしまふといふことは、一体どういふことでしょうか。なるほどどういふやうに伺いますと、きつとあなた方は、経済企画庁に経済規模増進計画といふのがあった、こうおっしゃるでしょう。ですが、企画庁が内々に進めてきた経済規模増進計画の基本構想といふものは、まだオーソライズされてないわけですが、これは企画庁の内部企画にすぎない。総理大臣によつてはつきり打ち出された国の政策ではないのです。従つてそれがこの科学技術会議の答申の基本になるといふことは、あり得な

いでしよう。従って経済企画庁と連絡をとりながら、経済規模増進計画に基礎を置いたのだという御説明は、何ら説明になりませんよ。それはあらかじめお断りしておきます。しかも経済規模増進という言葉と、所得増進という言葉は、経済学的には全然異質のもので、範囲が違ふはずで、この点もきちっとお考えに入れ、なせ八月三十日にもう分科会の報告が全部集まって実質的には内容が確定したものが、たった一週間か十日のうちに池田さんの政策を取り入れて、十年間の基本政策をお引きになったのか、それほどそそかしい作業が行なわれていたのか、こういうことを一つ伺いたいと思います。しかし私は別にあなたを責めているわけではありせんよ。と申しますことは、そういうことは何もかも事務局をあなたの方計画局が握っているところ、そういうすりかえの手法があるのじゃないかと思ひますので、その点に重点を置いて伺っているのです。

○久田政府委員 私から事務的な経過を御報告申し上げてお答えしたいと思ひます。科学技術会議にこの第一号諮問が出ましたときに、当初答申の時期として予定いたしましたのは、大体昭和三十五年六月を目標にしておりまして、そのころに答申をすれば、いわゆる十年を目標とする場合の第一年度として、三十六年度予算を各省でまず要求します段階に、事務的に十分間に合つて参つたわけでございます。ただいま御指摘のありましたように、経済企画庁におきましてまず経済の成長に関する二十年の展望作業という作業が行

なわれまして、続いて経済の十年計画についての作業が進められておつたわけでございます。それが事務的に若干おくれ参りましたので、私どもの方の審議の内容としまして、できるだけのこの経済計画の裏づけになるような技術の発展あるいは研究投資、人材養成等の問題を盛り込むためには、そちらと作業のテンポを合わせなければならぬというので、若干その調整をいたしまして、飛鳥田委員からすでにお話のありましたように、事務的に十分連絡をしながら各分科会で問題ごとに御審議をお願いしたわけでございます。それで八月末にこの結果を一応分科会として取りまとめまして発表して、各方面の方々の御意見も聴取し、引き続き各省の意見の調整等を行なう段階で、分科会の審議は一応報告として結果は出ておりましたが、分科会の主査会議もたびたび開かれました、各分科会の間の意見の調整等もございましたので、それらを合わせ、なお所得増進計画との関連を密接に保ちながら、九月一ぱいかりまして最後の意見の取りまとめをしたわけでございます。その意味では事務的に十分所得増進計画の方と連絡を密にしておりますので、人材養成面における、たとえば科学技術者の不足数であるとか、研究投資の目標の額であるとか、あるいは必要とする技術の分野であるとか、そういった点につきまして科学技術会議の答申の内容の点とは十分連絡を密にして、意見の統一をはかったわけでございます。

○飛鳥田委員 大臣は参議院の予算の方で早く来てくれと言つておられるようですが、私も別にそうねばるつもり

はないのです。長くなるのは御答弁の方に責任があるのではないかという気がするので、みんな問題をずらして答弁なさるからで、私は端的にこういうことを伺いたかつたのです。所得増進計画は池田総理が出てから初めてオースライズされた計画、こういうことと、ところが二年も作業なすつた会議の結果が、たった二カ月でもってころつとひっくり返つて、それを挿入していくというこれは不思議じゃないかというのを伺いたかつたのです。

○久田政府委員 ただいま御指摘の二カ月間でころつと変わったというような事態は全然ございません。

○飛鳥田委員 しかもこの所得増進計画というものは、去年の秋だつたと思ひますが、大平官房長官の説明によりますと、これは実施計画ではなくて、目標であると言つておられるのです。そうすると実施計画でなく、単なる目標にすぎないものを、たった二カ月の間にすりかえるということができますか。もつと私は科学的な判断をなさる場所だと実は思つておつたわけですが、ところが非科学的じゃないでしようか。ことに、あとで私申し上げたかつたのですが、この科学会議の答申の中では、人文科学との関連というものがほとんどないわけですね。いわゆる社会科学との関連において事が取り上げられるという点は一つもありません。だからこそ実施計画ではなく目標だ、淡い夢だ、こういう所得増進計画にころつとたつた二カ月で終わらせるといふことが出てくるわけですね。こんなことで科学振興などという答申が出て、私たちはそんなに賛成できない。それにまた二人委員をお加えになつても、

どれだけのプラスになるだろうかという、はなはだ無礼な考え方を持たないわけにいかないわけですね。そういうことについて一番基本的なものは、科学技術会議の事務局をきつちつとしたのか。そして独自の事務局を持つて、そこに出入りした先生方がよろしいと思われ事務運営をやり、よろしいと思われ先生方を集めになつてやらないから、こういうふうには私は考えないわけにいかない。

○池田(正)國務大臣 今度の十年計画の中で、私が横から見まして、何と云つても農業政策の面には非常に弱体だと思ひまして、私は非常に不安を

持つております。そこでこの不安をいかにして取り除くかということについて、私も実は若干苦慮いたしておる問題もございまして。これは農林大臣の任務に關し、またひいては文部大臣にも關係する問題で、私から今ここであまり発言したくはございません。その点は御了承願ひたいと思ひます。

○飛鳥田委員 すなわち今の大臣のお話でもわかりませんが、単なる夢にしかすぎない、目標にしかすぎないという十年計画を基盤にして、科学振興をおやりになる。諸外国との関連から考へてみて、日本に本年後半に景氣後退が起るだろうという議論はかなり大勢を占めております。池田総理の技術でこれを繰り延べていくことができるかできないかという問題は、これからの問題でしようが、出てきます。そうならば所得増進計画などというものも、ある程度基本的に考え直さなければならぬことも明らかです。そういうものを科学振興の十年間のコースの基礎に入れるというのはいいのです。私の言いたいのは、結局科学会議に参加をしていらつしやる先生方だけではなしに、事務局を握つておられる方が官僚的な作文をなさるからだというところを私は言いたいのです。そういう作文をなさらずに、あなたの方にもっと真剣に科学技術会議の真の知識を引き出していただく、よいものを作るといふ気持ちになつていただかない限り、お二人ふやそうと、三人ふやそうと、五人ふやそうと、大した違いはありせんよ。ですから私は形式的にお二人ふやすというに別に反対はありせん。ですが、それを運営していく基本

の問題を制度としてきちっとしておくというところ、運営していくにあたっての皆さんの心がまえ、そういうものをばっちりしていただかないと、うまくないのじゃないかという気がするわけですよ。もう田口先生もお待ちですから、僕だけのことを伺っておつても恐縮ですが、ほかにたくさん聞きたいことがあるのですが、省略します。

それで最後に、今度の報告というものを拝見しておりますと、あくまでも邪推かもしれませんが、外国技術の導入ということがどうも頭にあるのではないかと。外国ですでにでき上がったCPSを導入する、コールドホール型を導入する、というような形、あるいは高分子学界のいろいろな発見、許可、認可、特許等を入れるということが頭にきてしまつて、そういうものをどうやって受け入れていくか、そのための技術者をどう養成するかという考え方がどうも基本にあるような気がします。なぜならば、この報告の中には、基礎科学の研究は重要だということが二度繰り返して書いてあるだけです。基礎科学の重要性をただ文章として書いてあるだけで、それに対する具体的な対策というものは一つも書いてないじゃないですか。基礎科学を専らとて育成していくということ、十年計画の中でじっくりやりにならない限り、日本独自のものはできません。どうしたって外国からいろいろな特許を買ったり、いろいろな機械を輸入したりして、それをどうやって運転していくかというテクニシャンを養成するだけに陥つてしまふのはあたりまえでしょう。どうでしょう、基礎科学をどういうふうな振興していくかというこ

とを具体的にお示しになっていないところがあれば、お読み聞かせいただきたいと思います。

○久保田政府委員 基礎科学の振興につきましても、科学技術会議がすでに第二号答申として、三十五年度における科学技術振興の重点方策という答申を出しましたときにも、その第一に掲げておるわけでございますが、第一号答申の十年後を目標とする科学技術振興の総合的基本方策につきましても、特にその方策を策定するための重要観点といたしまして、第四章の第一節に、基礎科学の振興というものをあげまして、わが国における今後の科学技術振興の基本的な方向として、まず基礎科学の振興が基盤として大切であるというところをうたつておるわけでございします。

○飛田委員 それを僕も実は拝見したのです。ところがなるほど二十行か三十行書いてありますが、大事だ大事だと言っているだけで、具体的な方策は何も書いてないのです。そうではないかと思ふのです。たとえば二号答申でも、私はよくわかりませんが、物性論という問題が全然抜けているじゃないですか。僕らしろとてさ、ソビエトがロケットを打ち上げた。その打ち上げたものが異常な高熱に耐えるためには、どういふ物質の研究が必要かということくらいは感じるわけですよ。これがいろいろなものの基本になることもわかるわけですよ。今新しいオートメーションとかなんとかなる最新の技術段階に入つて、物性論

を抜きにして問題ではきはない。これは学界の定説だろうと思ひます。そういうものがずばつと抜けておつて、そうして片一方の第一号答申を見たつて、大事だ大事だと言っているだけで、一体どれだけの具体策があるのか。「科学技術の教育および研究のための施設設備は大学および各省庁関係研究機関のほとんどすべてを通じていくちよく陳腐化しているものが多い、近代科学技術の教育ないし研究の場として十分とはいえない」と書いてあるだけです。そうして「なお、教育および研究要員の充足および国際学術交流の促進にも留意すべきである」と書いてあるだけで、そんなことはしるうとの僕だつて言えますよ。ですから何かそういうふうな基礎科学を抜いておるといふ点に問題があるんじゃないか。

そこで問題を発展させますが、科学技術会議というあなたの方の官庁の中にある機関を別に作ることによつて、日本のある学者が結集している日本学術会議を無視しようとしているのではないかと。日本学術会議の中に結集している人々、さつき池田大臣の言われたように反対せんがために反対する方もおられます。しかしそういうすべての学問的な権威を結集する、そこからあなたの方のエネルギーを吸い上げてくつてしまふのです。こういふ作文にふやしたつて仕方がないので、学術会議のいろいろな面の雑誌を私読んでおられますから、どんなことが書いてあるか知りませんけれども、えてしてそういう方面の雑誌や何かになってくると、妙な説が出てくる場合もあるし、大いに尊敬すべき説もあるし、なかなかそれがおつしやる通りむずかしい。

れてくるという形をおとりになる御意思はないのか。なるほど科学技術会議の中にも兼重先生が入られて、そうして連絡部会はできました。しかし連絡部会というのは向こうのトップ・クラスとこつちのトップ・クラスが話をするだけで、学術会議の一般会員にまでは至らないのですよ。それを連絡がついておるといふ言いわけにお使いになろうとしたつてだめなんです。いろいろな学術雑誌などもできる限り私、目次ぐらひは拾つてみました。すると大部分がこの十年計画に対する不満ばかりじゃありませんか。これをべたほめしている学者があまりましたら教えて下さい。これも私読んでみたいと思ひます。そういうところに問題があるような気がします。どうでしょう。

○池田(正)國務大臣 学術会議の構成その他についてのいろいろな御意見でございますが、なるほどこれは理想的にいえばいろいろな形があると思ひます。しかし今最後に飛田田さんがおつたやつた学術会議との関連ということにつきましても、これは最初から非常に留意いたしまして、学術会議の会長及び副会長その他十六名の方、計十九名の方が参加されておまして、常にこれは一緒に審議をしたりしてあります。従つて学術会議との関係において、私はこれ以上はそんなに数ばかりふやしたつて仕方がないので、学術会議のいろいろな面の雑誌を私読んでおられますから、どんなことが書いてあるか知りませんけれども、えてしてそういう方面の雑誌や何かになってくると、妙な説が出てくる場合もあるし、大いに尊敬すべき説もあるし、なかなかそれがおつしやる通りむずかしい。

ただ私もが留意をしなければならぬことは、学術会議というものを、学術会議の内容がどういふものかよくわからないのでありますが、どういふような運営の仕方であるのか、どういふふうな運営の仕方であるのか、少くとも学術会議というものを大いに尊重して、その大多数の方に参加を願つておるといふことは、これははつきりしておりますので、従つて今飛田田委員が御心配になつた、これをいいて参加いたさせないとか何とかいいたつたような考え方は、むしろ逆に大いに参加していただく、御協力を願つておるといふのが実情でございます。

○飛田田委員 学術会議を大いに尊重なさるといふお話です。けつこうです。しかし尊重の仕方があるのです。ただトップ・クラスを連絡部会のような形で結びつけるだけではだめなんでしょう。もつと学術会議の中にいらつしやる大ぜいの学者の意見を、総合的に会議へ吸い上げてくる努力が必要なんです。何もそれは専門委員会の委員として参加させて下さいと私は申し上げておるのではありません。学術会議に諮問なすつたらいののですよ。そうしたら学術会議全体が自主的に討論をなさつて出してくるわけですよ。そういう方法を今後どしどしおとりになる意思があるかどうか一つ。それからもう一つは、今度の第一号答申に対して、学術会議では経済部会の小原廣勝さんを中心にして検討を続けておられるそうです。そうして大体三月下旬には結論が出るだろうと言われております。そういう結論が出ましたら、そういう結論を十分に一つ尊重なさる御意思があるかどうか。またど

こゝで遠くを飛ばしているなどという形
で、軽く吹き飛ばしてしまわないよう
にお願いしたいと思ふのですが、これ
は第二点です。いかがでしょうか。

○池田(正)國務大臣 これは飛鳥田委
員のおっしゃる通りに尊重するという
意味に立つて検討したいと思ふます。

○久田政府委員 先ほど飛鳥田委員の
おっしゃったことに、事務的に二点ば
かりちよつと補足説明させていただきます
たいと思ふますが、一つは基礎科学の
振興の問題は二、三十行しか書いてな
いという御意見でございますが、実は
この答申の構成につきましては運営会
議でいろいろ御議論いただきました。

結局その目標、人材、研究、情報、制
度、そういう五つの分け方で検討しよ
う、その場合の共通的な重要観点とし
てたゞいま申し上げましたような基礎
科学の振興、新領域の開拓、新技術の
創出その他の問題を共通の基礎的観点
として取り入れながら審議していき
う、こういうことで御審議いただいた
わけですから、従つてこの答申をござら
なつていただきます。たとえば人材の
材のところはしましても、あるいは研
究の部門にしましても、非常に大学関
係、特に大学院であるとか、その他学
部付置研究所等、あるいは研究、人
材というように各点に重点を置いて
御審議いただいております。

○飛鳥田委員 もう私の申し上げたい
ことの意味は、御答弁のいかんにかか
わらず御了解いただけたらと思ひま
すから、最後に一つ、池田長官は原子
力の長期計画について、二十年後は七
百五十万ないしは九百五十万キロワットの

原子力発電が実現できるようにした
い、こうおっしゃっているわけではな
い、そうしてほんとうにできるかと言つて
堂森君が伺いましたら、できるかと言つて
いかは実現されぬから、まだ神
代の時代だ、こういうふうに言い放つ
ておられるわけでは、しかしこの七百
五十万ないし九百五十万というの、確か
に原子力長期計画の中に数字としてあ
がっていますから、一応原子力委員会
等のかんがひを厳密な討論を経られたも
のだらうと思ひますが、その厳密な討論
を経られたものを、長官がでるからで
きないかわからない、まだ神代の時代
だ、堂森さんがそれでは計画でなくて
当てずっぽうではないかと言ひます
と、あなたは当てずっぽうと言ひば言
えるかと、こうおっしゃつています。
原子力委員会その他の方々がきちつと
策定したのだらうと思ひます。そ
れを長官が当てずっぽうと言ひば言
えるなどというふうな御説明になつて
いものかどうか。この辺ちよつと私
問を感じましたので、伺いたいこと
一つ。

それからもう一つは、そういうふう
に原子力委員会その他が中心になつて
でき上がる原子力長期計画ですね。こ
の計画をばかになさるが、しかし
なめながら現実にはこの計画が行な
れていくだらうと思ひます。ところが
こんな計画を行なつていくような世界
情勢にあるかどうか。私も今度の問
題、初めてロビンソン報告というもの
を読んだみたわけでは、きつと長官も
お読みになつたらうと思ひますが、そ
れで見ますと、世界じゅうでこの国
でもみな原子力発電というもののス
ピードをスロー・ダウンしているわけ

です。それで現在の問題ではない。今
は研究、実験の段階であつて、実践の
段階ではないという態度をみな出して
きている。ところがひとり日本の原子
力委員会及び原子力局だけが猪突猛
進、七百五十万キロワットから九百五十
万キロワットまで出しているという形
で、ぐいぐい問題をお進めになる。そ
ういう世界との関連において、長官は
この原子力長期計画というものを今後
どういうふうなやつていられよう
とするのか。世界の傾向に合せて再
考の余地をお感じになつていらつし
やるかどうか、これが第二点です。

○池田(正)國務大臣 非常に時宜に
適した御質問だと思ひます。これは御承
知のように二十年後に九百五十万キ
ロまで出せるかもしれないという目標
をおよそこういうものは目標という
ものがなければなりません。そういう意味
において一つの目標として、専門家の
方々いろいろな方々が集まつてお作
りになった。しかしながらその間に
いてもほとんど原子力の内容がかわつ
てきております。それから世界の経
済、特に燃料関係における事情が時々
刻々として変わつてきておることは、
あなたも御承知の通りと思ひます。と
いいますのは、その案を作つておた
時代から見ますと、その後急速に火力
発電のキロワットの数が下がつて
きております。現在の段階で見ます
と、これは重油を燃料とする火力発電
には遠く及ばないというのが今の段階
だと思ひます。そこでこれから十年あ
るいは二十年後にはたしてそれと競争
できるかどうか。実を申し上げますと、昨
日と私は議論をしたのでありますが、

アメリカでは現在石炭やガスと、これ
から二十年の間それより決して値段を
高くしないという契約で、原子炉を
作つておる会社もあるようでありま
す。そういう事態であります。アメ
リカは御承知のようにA.A.諸国や何
かの石油よりも高いのであります。サ
ウジアラビアなんかの石油を買つてき
ますとコストが安くなる。現在市
場に出ております石油の値段も、おそ
らくこれから相当下がつてくるのじや
ないか、また下げ得るのじやないか。私
は専門家ではありませんから、専門家
の話を聞いてみますとそういうよう
な説もあります。そうしますと、一キ
ロ当たりの電力の値段がさらに二円を割
るような時代が必ずくるのではない
か。そうなつてくると、ますます原子
力というものは追つかなくなつてし
まつて、合わないのではないかと
いうこともあわせ考えますと、最初
計画としてはそこまで立てましたけ
れども、これがはたしていけるのかど
うか。あるいは安全性やその他の技術が
非常に進歩いたしましたして簡単に原子
炉ができるようになってきますと、さら
にもっと安くならなつてきますと、い
ずれもこれは未知の世界であります。
しかし未知の世界だからといって、そ
のままほうつたらかたかといつて、そ
きまめしう、一応のめど、方向とい
うものを定めて、それに向かつて一
つの努力を進めていこう、こういう意味
でいゆる長期計画というものは立てら
れる。しかしながらその計画は、今申
し上げたように刻々変わつてくる燃料
事情、経済事情、いろいろな問題か
ら、はたしてそれが実現できるかど
うかといふことは、私は保証できない

といふふうに考えております。だから
いつて捨てるという意味ではござい
ません。だからこそあらゆる角度から
お研究を進めなければいかぬ、こう
いふふうに考えております。

○飛鳥田委員 お話はよくわかるよう
でわからないのです。原子力長期計画
に対して検討を加えるということでは
か、加えないということですか、イ
エスノーだけでお答え願ひたい。

○池田(正)國務大臣 実質的に加え
ざるを得ないということでありま
す。

○久野委員長 これにて総理府設置法
の一部を改正する法律案、北海道東
北開発公庫法の一部を改正する法律
案について質疑は、いずれも終了いた
しました。

○久野委員長 これより各案について
討論に入るのでありますが、別に討論
の申し出もありません。
直ちに各案を一括して採決いたしま
す。

総理府設置法の一部を改正する法律
案、北海道東北開発公庫法の一部を改
正する法律案の各案に賛成の諸君の起
立を求めます。

〔賛成者起立〕
○久野委員長 起立総員。よつて、各
案はいずれも可決いたしました。
なお、各案に関する委員会報告書の
作成につきましても、委員長に御一任
願ひたいと存じますが、御異議あり
せんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○久野委員長 御異議なしと認めま
す。よつてそのように決定いたしま
した。

次会は公報をもってお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十九分散会

「参照」

總理府設置法の一部を改正する法律
案（内閣提出第四八号）に関する報
告書

北海道東北開発公庫法の一部を改正する法律案（内閣提出第四九号）に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕

内閣委員會議録第八号中正誤		正	
ペシ段	行 誤	正	
三四	三 法務案	法律案	
五一	三 失なう。	失う	
六一	一七 世帯主なる	世帯主たる	
内閣委員會議録第九号中正誤			
ペシ段	行 誤	正	
二下	表中	ボリヴィア	ボリヴィア
八五	給付金の	ラ・パス	ラ・パス
〃	額、	給付金の額	
〃	六十日をこ	六十日以上	
九三	えける	の	
一四三	元養父母の父	養父母の	
〃	母の		
〃	六 侵略略、接	侵略略、間接	
〃	せけることは	せるとは	
七五	四 わからぬと	わからぬと	
八二	三 程として	私として	
九五	二 もこうれ	もうこれ	
二四	二七し答え申	答え申し	
三三	五 この間	この間	
三一	〃 撤回	撤回	
〃	六 くるが	くるか	
〃	八 考え方	考え方	
〃	九 予地	余地	
〃	二 間に	問題に	
二五	七 ござかます	ございます	
二五	四 地方税	地方税	